

国立大学法人 佐賀大学

学長

兒玉 浩明 様

医療法施行規則 第15条の4 第2号に基づき、医療安全に関する監査を実施しましたので、以下の通りご報告いたします。

佐賀大学 医療安全監査委員会

栗原慎太郎

小池 恭栄

鶴田 憲司

1. 監査の方法

- ① 医療安全監査委員会のメンバーの変更に伴って、相互の紹介を行った。
- ② 医療安全管理に関する各種議事録の資料及び聞き取り、意見交換により監査を実施した。
- ③ 画像および病理レポートの未読対応、および医療事故調査制度の対応について相互意見交換を行った。

日時 令和元年9月24日(火) 14:30～15:30

場所 小会議室

委員 栗原慎太郎(委員長)

鶴田憲司委員

小池恭栄委員

2. 監査の内容及び結果

- ① 医療安全管理等の会議に関して

2018年度医療安全監査委員会以後に実施された、医療安全管理に関する委員会等の議事を確認し、適正な運用を確認するとともに、意見交換を行い、医療安全に対して病院全体で取り組んでいることを確認した。

- ② 画像および病理レポートの未読対応について

レポートの確認方法について説明をいただき、質疑応答を行った。レポートの未読対応は、病院として取り決めがあるものの、主治医の裁量の範囲もあり、裁量による逸脱に対して、ピカピカリンクなどの病診連携システムの活用や診療科ごとの確認体制を実施している。今後はシステムの改修により、未読がより適切に管理できるようになる予定であり、期待される。

- ③ 医療事故調査制度について

医療事故調査制度に則った調査体制について、質疑応答があり、適切に実施されていることを確認した。

3. 総括

医療安全監査委員会の委員変更があり、改めて佐賀大学医学部附属病院における、病院全体での医療安全へ取り組みについて確認し、適正に実施されていることを確認し

た。

画像や病理レポート等の未読対応は、管理するリスクを決定しなければ、システム等の開発や改修によるコストが増大するため、あらゆるレポートの管理までは困難であるが、佐賀大学医学部附属病院では、既存のシステムを利用し、運用の工夫を重ねることで対処されていた。今後は、システム改修などのタイミングで、管理する範囲の拡大や情報の正確性の向上などを図ることが計画されており、期待される。

医療事故調査制度については、特定機能病院では多くの場合、医療事故調査制度制定以前から同様の医療事故に対する外部調査等の手順が定められており、運用実績もあったと考えられる。実際、医療事故調査制度に則った調査は1件であることを確認したが、問題はこの数が適正であるかを論じる前に、もともとの医療安全管理体制が適正に実施されており、インシデント等報告される文化が熟成されていることが重要であり、佐賀大学医学部附属病院の医療安全管理体制が適正に運用されていれば、問題がないと考えられ、今回の監査において、適正な管理を確認した。

佐賀大学 医療安全監査委員会

栗原慎太郎

小池 恭栄

鶴田 憲司